# 第2回 伊賀市産業振興条例策定委員会 議事概要

平成4年2月24日

12:30~14:25

於: 伊賀市役所 4 階庁議室

出 席 洪委員長、田山副委員長、柘植委員、廣澤委員、福田委員、大田委員 佐野委員、大森委員、

事務局(東部長、堀次長、前川課長、藤田、本田)

欠 席 夏秋委員、大西委員

## 1. あいさつ

#### 委員長

- ・ 多忙の中、参集いただいたお礼。
- 今日は産業振興条例の素案について検討していきたい。
- 短い時間だが議事進行に協力をお願いする。

#### 2. 協議事項

(1) 伊賀市産業振興条例素案について

#### 前文、第1条(目的)

委員:「産業振興により生産人口の流出を阻止する」と書かれているが「産業振興により活力ある地域をつくる」などに置き換えてはどうか

また、市民、事業者、市の書き方の順番だが、まず担当する市が一番先ではないか。市、市民、事業者等にした方がすっきりする。

それと「健全な地域環境」とあるが、何をもって健全とするか基準が難 しいので「良好な」程度に置き換えてはどうか。

委員:中段の「こうして発展してきた伊賀市だが・・・」のくだりについて、 社会情勢等で先が見通せない、で一旦文が切られており、左右されかねな いともう一文ではなっている。つながりが悪いので「企業を取り巻く環境 は、気象変動云々による自然災害の懸念、国際社会の云々やさらに感染症 等により見通せない状況になっている」という風に変えればどうか。

委員:事務局で精査し修正してもらいたい。できるだけわかりやすく簡単かつ、 できるだけセンテンスを短く、くどいところは取るという作業をしてもら いたい。

### 第2条(定義)

委員:中小企業者、小規模企業者の区分がよくわからない。どの程度から大企業になるのか。

- 事務局:中小企業者は資本金等の額や常時勤務する従業員数などで変わる。例 えば製造なら資本金3億以下、従業員300人以下は中小企業者となる。 小規模企業者は従業員のみで判断され20人以下(商業、サービス業は5 人以下)の場合となる。中小にも小規模にも該当しないものを大企業者と した。
- 委員:伊賀には本社が別の所にある分工場が多い。資本金 3 億以上で従業員 100 人程度の工場も多い。
- 委員: 事業所の定義は企業規模の大小や業種にとらわれないことになっている。 それなら中小企業者や大企業者など定義しなくてもいいのではないか。

## 第3条(基本理念及び基本方針)

委員:ベンチャー企業への配慮についても入れておいた方が良いのではないか。

- 委員長:新産業創出や社会に対応できる人材や研究等の推進、地場産業において新たな価値を生み出すなど、要素が散らばっているが、ベンチャーを明記するのも一つの方法ではある。
- 委員:基本方針の1で、SDGsを意識したとのことだが、この中身だけでは それが伝わりにくい。SDGsの文言を入れられないか。
- 委員長: SDGsは 2030 年までの国連の目標である。期限が来ても使えるよう持続可能な発展と言葉を変えてある。DXについても情報通信技術の活用などに言葉を変えてある。流行り廃れのない書き方にしてある。
- 委員:基本方針の6で農林業について書かれているが、安全安心な農産物の提供で止まっているので、付加価値をどうつけるか、6次産業、DX社会におけるAIを活用した農業機械なども出てきているのでそのあたりも少し触れておいた方が良いのではないか。
- 委員: 農産物の安全安心はもはや当然で、その次のステージに行ってもらいたい。 い。

### 第4条(市民の役割)

委員:市民というのは抽象的で、自治会的なものではないのか。

事務局:地域で在住、在勤、在学など地域で活動いただいている方すべてを想 定している。

委員:市民が意見をいう場合はどのようになるのか。概ね自治会を通してとい うのが当市のパターンだが。

事務局:在住なら自治会等を通してのパターンが多いし、在勤なら会社や商工 団体等を通しての意見となるのではないか。

委員:懸念するのが別条例では地域の同意を必要としているものもあり、その 条例との整合。例えば工場が立地する際、地域の同意を求める条例がある が、反対され同意がもらえない場合、この条例のいう産業振興への協力に 反することになりかねない。 委員長: 例示のような個別案件はいろいろ出てくるかもしれない。しかしながら理念として「産業振興に協力するよう努める」との文言に反対する人はいないと思う。場面ごとで解釈せざるをえない部分はある。

## 第5条(事業者の役割)~第10条(大企業者の役割)

- 事務局:事業者は市内で経済活動するものすべてが対象になるが、その追加項目として業種ごとの役割を入れている。
- 委員: 第7条の「工業者の役割」で、ここだけどうして教育機関等との連携に ついて述べているのか。
- 事務局:一方的な思い込みだが、産学連携は工業系が多いのではないかと思い 入れた。
- 委員: 三重大学伊賀研究拠点は生物資源学部が中心となり設置し、当初から農林関係の先生が多く在籍してきた。またハイトピアにあるサテライトは観光との結びつきも強い。忍者学がある大学院も三重大のみで大きな地域の特徴と思っている。工業は独自で既に連携している。
- 委員長: 産学官連携は基本方針にも挙げられており、どの事業にも共通することから事業者の役割に入れることとする。
- 委員:第9条の「観光事業者の役割」について、第2条の定義によると「事業者のうち、観光に関する事業を営む者をいう」と規定されているが、9条に書かれているのは観光協会の行っている内容である。一般の観光事業者の役割ではないように思う。
- 委員:第9条の観光についてだが、伊賀焼や組紐もこのカテゴリーに入ると思うが、第7条の「工業者の役割」の中で専門的な技術を次世代に継承云々とあるが、伝統産業においても必要な内容である。しかしながら発想転換する「開発」の部分も大切で、継承にくわえ開発の概念も盛り込んだ方がよい。例えば土産物などは伝統や技術は継承されているが開発が遅れている。
- 委員長:基本方針には伝統的な地場産業が入っているが、地場産業はものづくりであり観光業でもあるので、実際にどちらの事業者に入るか悩む方も出てくると思われる。事業者の役割の中に伝統技術や地場産業が入っていないので項目を起こすなど検討してもいいかもしれない。
- 委員:かつて商工会議所でも普通の工業と、郷土産業で部会を分けていた時代 がある。郷土産業は伊賀の特色なので残す方向で検討いただきたい。
- 委員:体験型観光は20年前から観光の中心と言われているが、まだまだ中心でいる。伊賀焼や組紐は体験型観光のツールであるとともに工業でもある。そういう特殊性から一項目設けて条文化した方が良い。
- 委員長: 観光については、前回会議でもルート化やまちなかへの導線の意見を

もらった。そこについても入れていく必要がある。

委員:第10条に「大企業の役割」を規定しているがこれでは弱い。丸亀市の 条例に役割などが具体的に入っていたが、同様の検討はしたと思うが具体 部分を外したのはなぜか。

事務局: 当初具体的部分も入った案で考えていたが、庁内会議などで精査してもらううちに、大企業者の役割も含め、第5条の「事業者の役割」に入っているのでいらないのではないかと指摘を受け外した。

委員: それをいうと「事業者の役割」だけですべてよくなる。一般条例でなく 基本条例の位置付けなのだから、その部分詳しく書いても良いと思う。

委員長:あえて重ねて書いて強調するという方法もある。

委員:大切なことは書かないと伝わらない。重複してでも入れておくべきと 思う。

## 第11条(産業関係団体の役割)、第12条(教育機関等の役割)

委員:産業関係団体が行う人材育成や人材確保の機能について述べられてい ない。合同就職説明会などは産業関係団体が主催している。またベンチャー講座なども産業関係団体の活動の大きな柱となっている。

教育機関等が人材を育成し、世に出すのは当然のことと思う。もちろん産業関係団体とインターンシップ等を一緒にやりましょう、というのは全然問題はない。

委員長:教育機関等の役割と、教育機関等と産業関係団体が連携して行うこと、産業関係団体の独自の役割を付け加えるといいのではないか。

### 第13条(市の責務)

委員:通例、責務というと、地元調達のほか、財政上必要な措置に努める、 という言葉が入ってくるので、入れておいた方が良いと思う。

委員長:必要な財政措置を講ずる、という形で反映する。

委員:DX を意識するなら情報通信インフラの整備なども入れておいても良いのではないか。

### 第14条(広域的な連携)

委員:定住自立圏は日常の生活圏で経済圏にもなる。観光でも甲賀と連携しているし、地域の特色を表す項目でもあると思う。

## 第15条(会議の開催)、第16条(委任)

委員長:第15条中の「産業施策」とある文言を条例の趣旨にのっとり「産業振興施策」に変更する。

## (2) その他

# 条文の順序について

委員: 条文の順序について、市民の役割が第4条で最初に来ているのが唐突感がある。産業振興条例なので事業者などが先に来ると思われる。

事務局:前文、目的にもある通り、最終的に市民の生活安定と向上をめざした、市民のための条例なのでこの順序にした。

委員:行政の責務、事業者、産業関係団体、教育機関等、市民の順が良いと 思う。

## 今後の流れ

委員長:今日の意見を精査し、中間案が出てくるので、その際にもまた検討 はできる。中間案は条例として文面はかなりできあがってくる。

事務局: 今日いただいた意見を反映した案を庁内検討会議でもさらに意見をもらい、中間報告を策定したい。

# 3. その他

次回開催 4月7日 (木) 14:00~ 伊賀市役所 4回 庁議室